

昭和二十六年運輸省令第七十号

自動車点検基準
道路運送車両法に基き、自動車整備基準を次のように定める。

(日常点検基準)

第一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。)第四十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車 別表第一
二 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車 別表第二
(定期点検基準)

第二条 法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車(被牽引自動車を除く。) 別表第三
二 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(被牽引自動車に限る。) 別表第四
三 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第五
四 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第五の二
五 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第六
六 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第七

第三条 法第四十八条第一項第一号の国土交通省令で定める家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 車両総重量八トン以上の家用自動車
二 車両総重量八トン未満で乗車定員十一人以上の家用自動車
三 次に掲げる自動車であつて、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第八十条第一項の規定により受けた許可に係る家用自動車(前二号に掲げるもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)
イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車
ロ 専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車
ハ 人の運送の用に供する三輪自動車

- 二 散水自動車、広告宣伝用自動車、盡きゆう自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車
ホ 大型特殊自動車
ヘ 検査対象外軽自動車

2 法第四十八条第一項第二号の国土交通省令で定める家用有償旅客運送の用に供する家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 法第六十一条第二項第二号に規定する家用乗用自動車
二 患者の輸送の用に供する車その他特種の用途に供する検査対象軽自動車(人の運送の用に供する三輪のものを除く。)

3 法第四十八条第一項第二号の国土交通省令で定める家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 道路運送法第七十八条第二号に規定する家用有償旅客運送の用に供する家用自動車(前項に規定するものを除く。)

4 道路運送法第七十八条第二号に規定する家用有償旅客運送の用に供する家用普通自動車及び小型自動車

- 一 道路運送法第七十八条第二号に規定する家用有償旅客運送の用に供する家用普通自動車(前項に規定するものを除く。)

(点検等の勧告に係る基準)
第五条 法第五十四条第四項の国土交通省令で定める劣化又は摩耗により生ずる状態(法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。)は、別表第八に掲げるとおりとする。

2 法第五十四条第四項の国土交通省令で定める点検(法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。)は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車(被牽引自動車を除く。) 別表第三に定める十二月ごとに行う点検
二 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車(被牽引自動車に限る。) 別表第四に定める十二月ごとに行う点検

- 三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第五に定める十二月ごとに行う点検
四 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第五の二に定める十二月ごとに行う点検

- 五 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第六に定める二年ごとに行う点検
六 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第七に定める二年ごとに行う点検

第六条 法第五十六条の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自動車車庫は、自動車車庫以外の施設と明りように区画されていること。
二 自動車車庫の面積は、常時保管しようとする自動車について、第一条に定める日常点検並びに当該自動車の清掃及び調整が実施できる充分な広さを有すること。
三 自動車車庫は、次の表に掲げる測定用器具、作業用器具、工具及び手工具(当該自動車車庫に常時保管しようとするすべての自動車に備えられているものを除く。)を有すること。

Table with 3 columns: 測定用器具, 作業用器具、工具, 手工具

イ 物さし又は巻尺
ロ タイヤ・ゲージ
ハ タイヤ・デプス・ゲージ
ニ 蓄電池の充放電の測定器具
ホ (タイヤの空気充てん具)
ヘ (グリール・ス・ガン)
ト (点検灯)
チ (トルク・レンチ)
リ (点検用ハンマ)

イ ジャッキ又はリフト
ロ 注油器
ハ ホイール・ナット・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

イ 両口スパンソケット
ロ ソケット
ト・レンチ
ハ プラッグ・レンチ
ニ モンキー
ホ (タイヤの空気充てん具)
ホ プライヤ
ト (点検灯)
チ (ハンマ)

一 有償（合理的かつ妥当な金額であつて、不当に差別的でないものに限る。）とする。

二 自動運行装置その他点検及び整備のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用する装置に係る情報を提供する場合に於ては、当該情報の提供を受ける者を、当該情報に基づく点検及び整備を適確に実施するに足る能力及び体制を有することが確認された者に限ること。

三 当該自動車の流通の状況からみて当該提供を受ける者が著しく少数となつた場合においては、当該提供を終了すること。

3 法第五十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。

一 自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号

二 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の四第二号に規定する装置の構造及び作動条件に関する情報

三 法第四十九条第二項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報

四 前三号に掲げるもののほか、自動車の点検及び整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める情報

第八条 法第五十七条の二第二項の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検（法第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。）の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

附則 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年七月一日から適用する。

附則（昭和二十九年七月二〇日運輸省令第四〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年一月三〇日運輸省令第五七号）抄

この省令は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

附則（昭和四十五年七月二九日運輸省令第六七号）抄

この省令は、昭和四十五年八月一日から施行する。

附則（昭和四十八年一月二六日運輸省令第四三三号）抄

この省令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

附則（昭和四十九年一月二二日運輸省令第四五五号）抄

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十四年七月一六日運輸省令第三三三号）抄

この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附則（昭和五十八年三月一五日運輸省令第八八号）抄

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第九十一号）の施行の日（昭和五十八年七月一日）から施行する。

附則（昭和六十二年三月二六日運輸省令第二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年一月二九日運輸省令第三一〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

附則（平成七年二月二八日運輸省令第八号）抄

（施行期日等）

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成六年法律第八十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一〇年一〇月九日運輸省令第六七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十年法律第七十四号）の施行の日（平成十年十一月二十四日）から施行する。

附則（平成一一年一〇月二七日運輸省令第四六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成二二年一月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一七年二月二二日国土交通省令第一二二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成一八年九月七日国土交通省令第八六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成一九年三月二四日国土交通省令第一一〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成一九年四月一日から施行する。

附則（平成二七年七月一日国土交通省令第五一〇号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年六月二七日国土交通省令第五一〇号）抄

（施行期日）

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附則（令和二年二月六日国土交通省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中自動車点検基準第二条、第四条第二項及び第五条第二項の改正規定並びに別表第五の次に一表を加える改正規定並びに第七條中指定自動車整備事業規則第六條第一項の改正規定 令和二年十月一日

附則（令和二年二月六日国土交通省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中自動車点検基準第二条、第四条第二項及び第五条第二項の改正規定並びに別表第五の次に一表を加える改正規定並びに第七條中指定自動車整備事業規則第六條第一項の改正規定 令和二年十月一日

附則（令和二年二月六日国土交通省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中自動車点検基準第二条、第四条第二項及び第五条第二項の改正規定並びに別表第五の次に一表を加える改正規定並びに第七條中指定自動車整備事業規則第六條第一項の改正規定 令和二年十月一日

二 第二条中自動車点検基準別表第三、別表第五及び別表第六の改正規定、第三条中優良自動車整備事業者認定規則第五条、第六条及び第二号様式の改正規定並びに第八条中総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第六條の改正規定 令和三年十月一日

（経過措置）

第七条 施行日において現に販売されている自動車の型式に固有の技術上の情報（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与する作業機械に関するものに限る。）であつてその提供に相当の期間を要するものについては、令和二年十二月三十一日までは、第二条の規定による改正後の自動車点検基準第七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

別表第一（事業用自動車、家用貨物自動車等の日常点検基準）（第一条関係）

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 4 溝の深さが十分であること。 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリー	1 液量が適当であること。
4 原動機	1 冷却水の量が適当であること。 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。



電気配線	バッテリー	電気点火装置	デフアレンジャー	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	ランスミア	トランスミッション	シヨック・アブソーバ	動力伝達装置
接統部の緩み及び損傷	ターミナル部の接続状態	2 点火時期	ラグの状態	2 亀裂及び継手部の緩み	1 油漏れ及び油量	3 液量	1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	1 ペダルの遊び
			(※4) 1 タのキャップの状態	3 センタ・ベアリングのがた				(※2) 2 ベロの損傷

警告器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置	エンジンストップ・パイク及びマフラー	エグゾースト・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー
警告器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置	エンジンストップ・パイク及びマフラー	エグゾースト・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー
警告器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置	エンジンストップ・パイク及びマフラー	エグゾースト・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー	エンジンストップ・パイプ及びマフラー

接続装置	座席	開扉発車防止装置	その他	車枠及び車体	高圧ガスを燃料とする燃料装置等	エア・コンプレッサ	エア・コンプレッサ	エア・コンプレッサ	エア・コンプレッサ	エア・コンプレッサ
接続装置	座席	開扉発車防止装置	その他	車枠及び車体	高圧ガスを燃料とする燃料装置等	エア・コンプレッサ	エア・コンプレッサ	エア・コンプレッサ	エア・コンプレッサ	エア・コンプレッサ
接続装置	座席	開扉発車防止装置	その他	車枠及び車体	高圧ガスを燃料とする燃料装置等	エア・コンプレッサ	エア・コンプレッサ	エア・コンプレッサ	エア・コンプレッサ	エア・コンプレッサ

ブレーキ・ペダル	ブレーキ・チャック	ブレーキ・カム	ブレーキ・ドラム	ブレーキ・シユーム	点検箇所	点検時期	点検に次の点検を加えたもの
ブレーキ・ペダル	ブレーキ・チャック	ブレーキ・カム	ブレーキ・ドラム	ブレーキ・シユーム	点検箇所	点検時期	点検に次の点検を加えたもの
ブレーキ・ペダル	ブレーキ・チャック	ブレーキ・カム	ブレーキ・ドラム	ブレーキ・シユーム	点検箇所	点検時期	点検に次の点検を加えたもの

(※2) ① 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

(※3) ② 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

(※4) ③ 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

(※5) ④ 印の点検は、大型特殊自動車を除く。

(※6) ⑤ 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。) 衝突被害軽減制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第74号)に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。) の点検をもって代えることができる。

別表第4(被牽引自動車の定期点検基準)(第二条、第五条関係)

電気装置	緩衝装置	走行装置
電気配線 ショック・アップ ソーパー	エア・サスペンション 1 エア漏れ (※1) 2 ベグ・バルブ の損傷 (※1) 3 取付部及び連結部の緩み並びに損傷	ホイール (※1) 1 タイヤの状態 (※2) 1 ホイール・ナット及びナット及びホイール・ボルトの緩み (※1) 2 ホイール・ナット及びナット及びホイール・ボルトの損傷 (※2) 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 (※1) 3 ホイール・ベアリングの損傷
接続部の緩み及び損傷	油漏れ及び損傷	ブレーキ・ディスク及びパッドとのすき間 (※1) 2 パッドの摩耗 (※2) 1 デイスクの摩耗及び損傷
		バック・プレート (※1) 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗 バック・プレートの状態

エア・コンプレッサ エア・タンクの 凝水	1 緩み及び 損傷 (※2) 2 ス ペアタイヤ取付 装置の緩み、が た及び損傷 (※2) 3 ス ペアタイヤの取 付状態 (※2) 4 ツ ールボックスの 取付部の緩み及 び損傷	1 カブラ の機能及び 損傷 2 キン グ・ピン及 びルネッ ト・アイの 摩耗、亀裂 及び損傷	その他 シヤシ各部の給 油脂状態	連結装置	車枠及び車体
点検箇所 点検時期(6月ごとと12月ごと)	かじハンドル 取りギヤ・ボックス 装置 ム類 ロッド及びブアー	1 緩み、がた 及び損傷 2 ボール・ジ ョイントのダス			別表第5(家用貨物自動車等の定期点検基準) (第二条、第五条関係) ②(※2)印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。 ①(※1)印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

ト・ブーツの亀裂及び損傷 連結部がた (※1) ホイール・アライメント	1 油漏れ及び 油量 2 取付けの緩 み	1 遊び込み 及び踏 込んだとき のすき間 2 ブレーキ の床板効 き具合 (※1) 1 引しろ 2 ブレー キの効 き具合	1 遊び込み 及び踏 込んだとき のすき間 (※1) 1 引しろ 2 ブレー キの効 き具合	1 遊び込み 及び踏 込んだとき のすき間 (※1) 1 引しろ 2 ブレー キの効 き具合	ブレーキ・ペダ ル 1 遊び込み 及び踏 込んだとき のすき間 (※1) 1 引しろ 2 ブレー キの効 き具合	パワー・ステア リング装置 緩み及び 油漏れ 1 油漏れ及び 油量 2 取付けの緩 み	ナックル かじ取り車輪	ト・ブーツの亀裂及び損傷 連結部がた (※1) ホイール・アライメント
倍力装置	ブレーキ・バルブ グ、クイック・ ブ、クイック・ ブ、クイック・ ブ及びリレー・ バルブ	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能
1 エア・クリ ーナの詰まり								

ブレーキ・ドラ ム及びブレー キ・シュー 1 シューの 摺動部分及び ライニングの 摩耗 2 ドラムの 摩耗及び損傷	1 デイスクと パッドとのす き間 2 パッドの摩 耗 3 デイスクの 摩耗及び損傷	1 ドラムの取 付けの緩み 2 ドラムとラ イニングとのす き間 3 ライニング の摩耗 4 ドラムの摩 耗及び損傷	ホイール(※4) 1 タイヤの状態 2 フロント・ ホイール・ベア リングの損傷 3 リヤ・ホイ ール・ベアリン グの損傷	1 スプリング の損傷 2 取付部及び 連結部の緩み、 がた及び損傷	2 取付部及び 連結部の緩み、 がた及び損傷	取付部及び連 結部の緩み、 がた及び損傷	油漏れ及び損傷
走行装置 走行ホイール キ機構	二重安全ブレー キ機構						
緩衝装置 ショック	ショック・ア ップ	ショック	ショック	ショック	ショック	ショック	ショック

動力伝達装置		カククラッチ	1 ペダ液量	1 自在継手部のダスト・ブレードの亀裂及び損傷	2 継手部の破損	3 センタ・ベアリングの破損	電気点火装置	1 ※4 デイストリビュータのキヤッププラグの状態	2 点火時期	バッテリー	タミーナル部の接続状態及び接続部の緩み及び損傷	1 排気状態	2 ※4 エア・クリエメントの状態	3 ※2 エア・クリエメントの状態	1 ナの油
ばい煙臭、悪臭の害		ろ過装置	油漏れ	燃料蒸発ガスの排出抑制装置	燃料蒸発ガスの排出抑制装置	燃料蒸発ガスの排出抑制装置	一酸化炭素等発生防止装置	1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷	2 二次空気供給装置の機能	3 排気ガス再循環装置の機能	4 減速時排気ガス減少装置の機能	5 配管の損傷及び取付状態	警告器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置	エグゾースト・パイプ及びマフラ	エアーコンプレッサ
の汚れ及び水量		潤滑装置	油漏れ	燃料装置	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷	2 二次空気供給装置の機能	3 排気ガス再循環装置の機能	4 減速時排気ガス減少装置の機能	5 配管の損傷及び取付状態	警告器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置	エグゾースト・パイプ及びマフラ	エアーコンプレッサ
アンローダ・バルブの機能		座席	座席ベルトの状態	シヤシ各部分の給油状態	その他の	その他	その他	⑤ ※5 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。	⑥ ※6 印の点検は、大型特殊自動車を除く。	⑦ ※7 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）	⑧ 衝突被害軽減制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもつて代えることができる。	別表第5の2（有償で貸し渡す自家用二輪自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）	点検箇所	点検時期	1 2月ごと
グ・ステータム		制動装置	ブレーキペダル及びブレーキレバー	ブレーキ・パッド	ブレーキ・シリンダ及びブレーキ・キャリパー	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ブレーキ・ディスク及びパッド	⑧ ※8 衝突被害軽減制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもつて代えることができる。	⑨ ※9 衝突被害軽減制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもつて代えることができる。	⑩ ※10 衝突被害軽減制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもつて代えることができる。	⑪ ※11 衝突被害軽減制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもつて代えることができる。	警告器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置	エグゾースト・パイプ及びマフラ	エアーコンプレッサ	エアーコンプレッサ
グ・ステータム		制動装置	ブレーキペダル及びブレーキレバー	ブレーキ・パッド	ブレーキ・シリンダ及びブレーキ・キャリパー	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ブレーキ・ディスク及びパッド	⑩ ※10 衝突被害軽減制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもつて代えることができる。	⑪ ※11 衝突被害軽減制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもつて代えることができる。	⑫ ※12 衝突被害軽減制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもつて代えることができる。	⑬ ※13 衝突被害軽減制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示（道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。）の点検をもつて代えることができる。	警告器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置	エグゾースト・パイプ及びマフラ	エアーコンプレッサ	エアーコンプレッサ



バッテリー	電気配線	原動本体	潤滑装置	燃料装置	冷却装置	ばいじん・スチール・ガスの吸排装置	有害ガスの発生防止装置	燃料蒸発ガス排出抑制装置	一酸化炭素等発散防止装置
ターミナル部の接続状態	状態	1 排気の状態 (※1) 2 エア・クリーナ・エレメントの状態	油漏れ	1 フューエル・ベルトの緩み及び損傷	2 水漏れ	1 メタリック・バルブの状態	2 配管の損傷	1 配管等の損傷	1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷
接続部の緩み及び損傷	再接続部の緩み及び損傷								

二次空気供給装置の機能	3 排気ガスの再循環装置の機能	4 減速時排気ガス減少装置の機能	5 配管の損傷及び取付状態	エグゾースト・パイプ及びマフラーの緩み及び損傷	マフラーの機能	車枠及び車体その他	車検箇所
2	3	4	5	及びマフラー	及びマフラー	(※3) 車載式故障診断装置の結果	点検時期
2	3	4	5	及びマフラー	及びマフラー	緩み及び損傷	1年ごと
2	3	4	5	及びマフラー	及びマフラー	緩み及び損傷	2年ごと

(注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。

② (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり5千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

③ (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

④ (※3) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもつて代えることができる。

別表第7(二輪自動車の定期点検基準)(第二条、第五条関係)

ハンドル	フロント・フォーク	ステアリング	グ・ステムの軸受部がた	遊び	ブレーキ・ペダル及びブレーキ	エンジン	走行ホイール装置
1	2	1	2	遊び	1	2	走行ホイール装置
1	2	1	2	遊び	1	2	走行ホイール装置
1	2	1	2	遊び	1	2	走行ホイール装置

(※1) 1 タイヤの状態

(※2) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み

(※3) 3 フロント・ホイール・ベアリングのた

緩衝サスペンション・アーム	ショック・アブソーバ	クランク・ソール	トランスミッション	プロペラ・シャフト及びドライブ	チェーン及びスプロケット	ドライブ・ベルト	電気点火装置	バッテリー	電気配線	原動本体	潤滑装置	燃料装置
1	2	クランク・ソールの遊び	油漏れ及び油量	1	2	1	1	2	1	1	1	1
1	2	クランク・ソールの遊び	油漏れ及び油量	1	2	1	1	2	1	1	1	1
1	2	クランク・ソールの遊び	油漏れ及び油量	1	2	1	1	2	1	1	1	1

(※1) 4 リヤ・ホイール・ベアリングのた

(※2) 1 エア・クリーナ・エレメントの状態

(※3) 1 エア・クリーナ・エレメントの状態



ばい煙、臭、悪臭、燃料蒸発ガス排出抑制装置 ス還元装置 ガ、有害ガスの発生等防止装置 散の、スな有スるの 止散の、スな有スるの 置止散の、スな有スるの 装防発等ガ害、ガ 一酸化炭素等発 散防止装置	エグゾースト・パイプ及びマフラー フレーム その他	取付けの緩み及び損傷 シヤシ各部の緩み及び損傷 給油脂状態	マフラーの機能	1 二次空気供給装置の機能の損傷及び取付状態	2 配管の損傷及び取付状態	3 チェック・バルブの機能の不良	4 キヤニスの詰まり及び損傷	5 コール・チャ等の損傷	6 配管の損傷	7 冷却装置の水漏れ	8 燃料装置の燃料漏れ	9 潤滑装置の油漏れ	10 排気の状態の不良
				3 スロットル・バルブ及びバルブの作動状態 水漏れ	3 スロットル・バルブ及びバルブの作動状態 水漏れ	3 スロットル・バルブ及びバルブの作動状態 水漏れ	3 スロットル・バルブ及びバルブの作動状態 水漏れ	3 スロットル・バルブ及びバルブの作動状態 水漏れ	3 スロットル・バルブ及びバルブの作動状態 水漏れ	3 スロットル・バルブ及びバルブの作動状態 水漏れ	3 スロットル・バルブ及びバルブの作動状態 水漏れ	3 スロットル・バルブ及びバルブの作動状態 水漏れ	3 スロットル・バルブ及びバルブの作動状態 水漏れ

別表第8（劣化又は摩耗により生ずる状態）（第五条関係） 劣化又は摩耗により生ずる状態	1 ハンドルの操作具合の不良 2 ギヤ・ボックスの油漏れ 3 ロッド類又はアーム類の緩み、がた又は損傷 4 ロッド類又はアーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂又は損傷 5 かじ取り車輪のホイール・アライメントの不良 6 パワー・ステアリング装置のベルトの緩み又は損傷 7 パワー・ステアリング装置の油漏れ 8 フロント・フォークの損傷 9 フロント・フォークのステアリング・ステムの取付状態の不良 10 フロント・フォークのステアリング・ステムの軸受部のがた	1 主制動装置のきき具合の不良 2 駐車ブレーキのきき具合の不良 3 ホース又はパイプの漏れ、損傷又は取付状態の不良 4 マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ又はディスク・キャリパの液漏れ 1 フロント・ホイール・ベアリングのがた 2 リヤ・ホイール・ベアリングのがた	1 スプリングの損傷（エア・スプリングのエア漏れを含む。） 2 緩衝装置の取付部又は連結部の緩み、がた又は損傷 3 ショック・アブソーバの油漏れ又は損傷 1 トランスミッション又はトランスファアの油漏れ 2 プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフトの連結部の緩み 3 プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフトの自在継手部のダスト・ブーツの亀裂又は損傷 4 デファレンシャルの油漏れ 5 チェーンの緩み 6 スプロケットの取付状態の不良又は摩耗
---	--	---	---

機動原	1 排気の状態の不良 2 潤滑装置の油漏れ 3 燃料装置の燃料漏れ 4 冷却装置のファン・ベルトの緩み又は損傷 5 冷却装置の水漏れ	1 一酸化炭素等発散防止装置の触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み又は損傷 2 エグゾースト・パイプ又はマフラーの取付けの緩み又は損傷 3 マフラーの機能の不良
-----	--	--

(注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。  
 ② (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。  
 ③ (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。